

# 給与支払報告書 特別徴収に係る給与所得者異動届出書（普通徴収記載例）

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指定番号	1234567	※市町村ごとに異なります			
宛名番号 <sup>※注2</sup>	1234				
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号	課・係	人事課人事労務係			
	氏名	特徴 花子			
	電話	000-000-0000 (内線 123)			
異動の事由	異動後の未徴収 税額の徴収	退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額		円	
	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 (1月以降は必須 <sup>※注4</sup> ) 3. 普通徴収 理由 異動の事由のとおり	控除社会 保険料額		円	
※「9. その他(特別徴収不可)」を選択された場合は、次のいずれかの理由を必ず選択してください。					
1 (普B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)				
2 (普C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が93万円以下)				
3 (普D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)				
4 (普E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)				

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

千曲 市長 殿		給与支払者 (特別徴収義務者)	住所(居所) 又は所在地	〒 012-3456 〇〇県×市△△1-2-3																	
令和××年〇〇月△△日提出			フリガナ	カブシキガイシャ マルバツショウジ																	
			氏名又は名称	株式会社 ○×商事																	
			代表者の 職氏名印	代表取締役 特徴 太郎																	
		個人番号 <sup>※注3</sup> 又は法人番号	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1																		
給与所得者			(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ)	異動年月日															
受給者番号(整理番号)	フリガナ	スズキ イチロウ	円		××・8・31																
123456	氏名	鈴木 一郎	140,000		6 月から 9 月から 8 月まで 5 月まで																
生年月日	昭和・平成・令和 50年1月1日		円		円																
個人番号 <sup>※注3</sup>	2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2		円		円																
1月1日 現在の住所	〇〇県×市△△3-2-1		円		円																
給与の支払を受け なくなった後の住所			円		円																

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、記載してください。

**8月末で退職した給与所得者の徴収方法を、9月分から普通徴収に変更する場合。**  
**(ア)特別徴収税額(年税額) 140,000円(6月から翌年5月分)**  
**(イ)徴収済額 35,600円(6月から8月分)**  
**(ウ)未徴収税額 104,400円(9月から翌年5月分)**  
**↑**  
**普通徴収税額**

一括徴収の理由		徴収予定 月日
1. 異動が令和 年 12 月 31 日 までで、申出があったため ( 月 日申出)		.
2. 異動が令和 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため		.
異動者印		.

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新しい勤務先の特別徴収義務者指定番号 (※ 新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を		※市 町村 記入 欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地	フリガナ		氏名	月分 月分 から徴収し、納入します。		
氏名又は名称	代表者の職氏名印		電話	新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。		
			(内線 )	納入書 要 ・ 不要		

御注意

1. 黒のボールペン又はペンで記載してください。

2. 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。

3. 転勤(転職)等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受け記載し、新勤務先へ送付願います。

4. 前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄には、前勤務先で記載された宛名番号を記載してください。

5. 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。

6. 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。(五月末日までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)